

一般社団法人 愛知医科大学同窓会(愛橘会) 定款

第1章 総 則

(名称)

- 第1条 この法人は、一般社団法人 愛知医科大学同窓会と称する。
- 2 一般社団法人 愛知医科大学同窓会の通称を愛橘会とする。

(事務所)

- 第2条 この法人は、事務所を愛知県長久手市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この法人は、会員相互の連携を深め、愛知医科大学の発展を支えることにより会員ならびに大学の医療水準の向上を図り、もって公衆衛生の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 医学知識の向上を図る研究会および講演会等の企画、開催、運営、管理
 - (2) 医学研究の奨励および助成事業
 - (3) 会員名簿、会報等広報物、学術に関する刊行物の発行、出版事業
 - (4) 大学運営に関する支援・助成事業
 - (5) 医療等に関する情報の収集、分析、提供事業
 - (6) 上記各号の目的を達成するために附帯関連する事業

第3章 会員及び社員(代議員)

(会員)

- 第5条 この法人に次の会員を置き、次項以下の規定による代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」とする。)上の社員とする。
- (1) 正会員 愛知医科大学医学部及び大学院医学研究科に在籍、卒業又は修了し、会費を全額納入した者
 - (2) 準会員 愛知医科大学医学部及び大学院医学研究科に在籍、卒業又は修了し、会費を未納の者
 - (3) 賛助会員 賛助会員は、正会員3名以上の推薦を受け、理事会の承認後、賛助会

員費を納入し登録された者

- (4) 特別会員 上記以外で会員申請をし、理事会で認められた者
- 2 この法人は、別に理事会が定める代議員選出規程に基づく選挙により代議員を選出し、その定数は30名以上50名以内とする。
 - 3 代議員は正会員であることを要する。正会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。
 - 4 第2項の代議員選挙において正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有し、理事及び理事会は、代議員を選出することはできない。
 - 5 代議員の任期は、選任後の4年以内に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 前項の規定にかかわらず、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え又は理事もしくは監事の解任の訴え(一般法人法第266条第1項、第268条、第278条又は第284条)を提起している場合(一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、理事及び監事(以下「役員」という。)の選任及び解任(一般法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(一般法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。
 - 7 代議員の辞任若しくは死亡等により欠員が生じたときは、当該事由が生じたときの直前の代議員選挙における次点者が、補欠の代議員としてその任に当るものとする。
 - 8 前項に規定する補欠の代議員の任期は、前任代議員の残存任期とする。
 - 9 代議員は、当法人の役員を兼務することはできない。
- 10 正会員は、法人に対して下記事項につき社員と同等の権利を行使することができる。
- (1) 一般法人法第14条第2項の権利 (定款の閲覧等)
 - (2) 一般法人法第32条第2項の権利 (会員名簿の閲覧等)
 - (3) 一般法人法第57条第4項の権利 (社員総会議事録の閲覧等)
 - (4) 一般法人法第50条第6項の権利 (社員の代理権証明書等の閲覧等)
 - (5) 一般法人法第52条第5項の権利 (電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
 - (6) 一般法人法第129条第3項の権利 (計算書類等の閲覧等)
 - (7) 一般法人法第229条第2項の権利 (清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利 (合併契約書等の閲覧等)

(入会・登録)

- 第6条 愛知医科大学医学部及び大学院医学研究科に在籍している学生、並びに卒業生又は修了者は、この法人に入会する権利を有する。また、当法人は医学部及び大学院医学研究科学生・卒業生・修了者に入会を周知する義務がある。
- 2 愛知医科大学医学部及び大学院医学研究科に在籍している学生、並びに卒業生又は修了者は、自動的に準会員としてこの法人に登録され、会費を支払うことで正会員

として登録される。

(会費等)

第 7 条 この法人の会員は、社員総会において別に定める会費規定による会費を支払わなければならない。

2 一旦納付された会費は、いかなる事由に依るも返却しない。

(入会・退会)

第 8 条 この法人の会員となろうとする者は、入退会規定による届を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。

2 会員は、退会しようとする際、理事長に届け出て退会することができる。

3 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) 法人の名誉を棄損し、又はこの定款に違反したとき。

(2) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとする時は、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 会員の除名決議が成立したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 10 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第 11 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

2 社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第 12 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の 6 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が社員総会の議長となる

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員及び会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長2名以上5名以内を選任する。
- 3 この法人の理事長を代表理事とし、副理事長を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し法令及び定款で定めるところにより会務を掌理する。

- 2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより本会を代表し会務を総理する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、予め理事会で定めた順位により理事長の職務を代理する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を防げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を防げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の総議決権の3分の2以上の決議によって解任すること

ができる。

(報酬)

第 23 条 当法人の役員については、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(理事会の設置)

第 24 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職

(開催)

第 26 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。なお、理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年 3 回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の 3 名以上の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第 27 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第 28 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の

決議が あったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、理事会に出席した理事及び監事が記名押印する。
- 3 前条第 2 項の決議の場合、議事録には、理事全員が記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 31 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類に際しては、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第 34 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第39条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局には、理事会の決議により事務長以下事務職員を置くことができる。
- 3 事務局を運用するために、細則を設けることができる。細則は理事会の議決により、理事長が定める。

第11章 補則

(委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

- 2 この定款を運用するために、細則を設けることができる。細則は理事会の議決により、理事長が定める。

(会員資格の承継)

第41条 この法人は、設立と同時に、旧愛知医科大学同窓会「愛橋会」の現会員で会費を全納している者を、この法人の正会員として承継する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 5 月 20 日から施行する。
- 2 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。